

会 議 録 目 次

平成 2 5 年第 3 回海田町議会臨時会（第 1 日目）

平成 2 5 年 3 月 2 8 日（木）午前 9 時 0 0 分開会

日程第 1	会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第 2	会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第 3	報告第 1 号 工事請負契約の変更について（ごみ焼却施設解体工事）・・・	4
日程第 4	第 16 号議案 海田町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例 及び海田町精神障害者通院医療費支給条例の一部を改正す る条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	19
日程第 5	第 17 号議案 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制 定について・・・・・・・・・・・・・・・・	21
日程第 6	第 18 号議案 平成 24 年度海田町一般会計補正予算（第 8 号）・・・・・・	22
日程第 7	第 19 号議案 平成 24 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） ・・・・・・・・・・・・・・・・	33
日程第 8	第 20 号議案 平成 24 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）・・・	35
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	38

平成25年第3回海田町議会臨時会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成25年3月28日 (木)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 3月28日 (木) 9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大 江 康 子 | 2番  | 兼 山 益 大 |
| 3番  | 下 岡 憲 国 | 4番  | 住 吉 秀 公 |
| 5番  | 宗 像 啓 之 | 6番  | 桑 原 公 治 |
| 7番  | 岡 田 良 訓 | 8番  | 西 田 祐 三 |
| 9番  | 渡 辺 善 隆 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 西 山 勝 子 | 12番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大 江 康 子 | 2番  | 兼 山 益 大 |
| 3番  | 下 岡 憲 国 | 4番  | 住 吉 秀 公 |
| 5番  | 宗 像 啓 之 | 6番  | 桑 原 公 治 |
| 7番  | 岡 田 良 訓 | 8番  | 西 田 祐 三 |
| 9番  | 渡 辺 善 隆 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 西 山 勝 子 | 12番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|           |    |         |
|-----------|----|---------|
| 町         | 長  | 山 岡 寛 次 |
| 副 町       | 長  | 三 宅 信 行 |
| 企 画 部     | 長  | 大久保 裕 通 |
| 総 務 部     | 長  | 内 田 和 彦 |
| 福祉保健部     | 長  | 窪 地 満   |
| 建設 部      | 長  | 北 山 忍   |
| 会 計 管 理 者 |    | 木 原 晴 彦 |
| 総 務 部 次 長 |    | 臼 井 真   |
| 企 画 課     | 長  | 門 前 誠 司 |
| 財 政 課     | 長  | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 課     | 長  | 脇 本 健二郎 |
| 税 務 課     | 長  | 花 本 則 之 |
| 住 民 課     | 長  | 加 藤 一 生 |
| 社 会 福 祉 課 | 長  | 中 川 修 治 |
| 長 寿 保 険 課 | 長  | 伊 藤 仁 士 |
| 保健センター    | 所長 | 湯 木 淳 子 |
| 都 市 整 備 課 | 長  | 近 森 茂   |
| 建設 課      | 長  | 久保田 誠 司 |
| 教 育       | 長  | 小 谷 桂 司 |
| 教 育 次 長   |    | 植 野 敏 彦 |
| 学 校 教 育 課 | 長  | 小田原 かおり |
| 環境センター    | 所長 | 石 木 義 博 |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 細 川 真 示 |
| 主 査 | 森 原 宏 生 |

主 事 利 光 裕 子

10. 議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 工事請負契約の変更について（ごみ焼却施設解体工事）

日程第 4 第16号議案 海田町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例及び海田町精神障害者通院医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 第17号議案 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 第18号議案 平成24年度海田町一般会計補正予算（第 8 号）

日程第 7 第19号議案 平成24年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 8 第20号議案 平成24年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労様でございます。ただ今の出席議員数は 14 名でございます。定足数に達しておりますので、平成 25 年第 3 回海田町議会臨時会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 8 に至る各議案でございます。

○議長（久留島）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定により、議長より 9 番、渡辺議員、10 番、多田議員を指名いたします。

○議長（久留島）日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決めます。この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前９時０２分 休憩

午前９時０３分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。この際、執行部の方に申しあげます。本臨時会の会期は、本日１日と決しております。日程第３、報告第１号、工事請負契約の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦勞様でございます。本日は報告１件、条例改正２件、補正予算３件を提出させていただいておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。それでは、報告第１号、工事請負契約の変更について、平成２４年第２３号議案により議決を得たごみ焼却施設解体工事の請負契約の変更について、専決処分したものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、報告第１号、工事請負契約の変更についてご説明いたします。議案書の１ページをお願いいたします。また、資料１で変更内容の説明資料を提出しておりますので、あわせてご覧下さい。平成２４年第２３号議案により議決を得たごみ焼却施設解体工事の請負契約の変更について、地方自治法第１８０条第１項の規定による海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についての議決に基づき、専決処分を行いましたので、地方自治法の規定により報告するものでございます。専決処分した内容は、請負金額７,８７５万円を８,１７０万５００円に変更するもので、専決処分年月日は平成２５年３月６日でございます。変更の理由は、工事施工の段階で給水が発展し、地盤改良を追加したことなどによるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○１１番（西山）１１番、西山です。資料１の今回の変更部分でございますけども、５件に対する増額変更でございますけど、２、３、４はいたしかたないいたしましたけど、１と５の部分においては、当初にもちゃんとあげられるか、工事が終わった後に新たに計

上されるか、どちらかが妥当だと考えますけれども、当初になぜこれが予算の中にちゃんと入ってなかったかどうかお聞きいたします。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）まず、1の舗装工事でございますが、当初は解体した建物部分だけの舗装を行う予定にしておりましたが、解体時に大きな重機を入れたことにより、他の周辺の舗装面もかなり傷んでしまったということがありますので、周辺の舗装部の舗装を行うということにしております。それから、フェンスにつきましては、当初は現状のままで対応できるというふうには考えておりましたが、解体工事を行っていく中でかなりの老朽化があるということがわかりましたので、その時点で追加工事を発注ということで対応させていただきました。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今の説明ですと、やはり当初に計上しておくべき案件だと思いますが、やはりそうは思われませんか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）確かに当初で計上できる部分もあったとは思いますが、今回の追加工事の部分につきましては、工事を進行していく過程で今回工事の中でやっていた部分と、先ほどご説明しました、今回重機等入れたことによって舗装面が著しく劣化してきた部分があります。その差が激しくなってきたということもありましたので、追加工事で対応させていただいております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）12番、崎本でございます。私はね、今の考えと答弁が全然違いますがね、2番のをやってみて、地盤改良せんにゃいけんから地盤改良するのは、そりゃやらにゃわからなかったか、そりゃわかりませんがね、解体する場合に大きな重機やって周辺が傷んだら、それは業者の責任じゃないんですか。当たり前のことじゃないんですか。私はそう思いますよ。どんだけの重機を入れて、どんだけ周辺が傷むか、それはやってみてわかったことであってね、ただこの入札がね、安い価格で入札されたから、これじゃあれじゃあ思ってからに、周辺が傷んだから、それは後からみてあげましようという、そういう工事の請負方は私は間違うちよと思いますよ。それからフェンスでもね、この後どのように利用するかということですね、これフェンスもはあ新しくして、こういうふうなあれをせにゃいけんちゅうのはわかっていることであってね、なぜこれを今出さ

れたか。2番の地盤改良はそりゃやってみてね、地盤が悪かったから改良せにゃ、皆周辺の人に迷惑がかかるから、これはわかりますよ。だけど今の説明のね、大きな重機入れたから、周辺まで壊れたから、それは業者の責任じゃと思いますが。それから電気の設備の切替じゃなんじゃ、そこら最初からせにゃいけんのわかつとるんだから、これを補正にまで出して業者に支払わにゃいけんような理由をちょっと教えて下さい。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）当初予定しておりました工事費の中で、想定外、今の地盤改良等以外にも、実際にはここにありますが2番、3番の電気設備の切替であるとかいう事象も、これは解体に伴って影響が出てこないだろうというふうな判断で、当初は外しとった部分があります。ただ、実際に解体工事を行っていく中で、そういったところにも影響が出てくるというふうなことがございましたので、今回追加工事をさせていただいたという事でございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）だから業者の人がね、精一杯安い価格でやられたから、こういう分も見てくれと言われても、そういうことは見られませんかというふうな結論でオッケー出されたかどうか知りませんがね、普通考えたらね、家の解体じゃなんじゃかんじゃ、私も解体なんか昔やったんじゃが、それに伴ったね、工事ちゅうものは皆最初の契約のときにね、入っちゃらんでも、大体するのが当たり前ですよ。途中で重機の出入り口が悪かったから、どうしてくれるんか言ったら、業者の方が直さにゃいけんのは当たり前のことであって、その正当性の理由をちょっと教えて下さい。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）これは現場での状況等を判断しまして、現場の町の監督の方から、ここらについて追加工事ということで話がありましたんで、町の内部で検討して、この部分については追加工事ということで認めて、追加工事を発注したものでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）今、言われたのは、ほんじゃあね、私、下水道工事、その他の工事に対してですね、工事になかったところがたまたま工事にかかって、周辺がアスファルト舗装でも悪くなった、そういう時は皆こういう適応もできるちゅうことですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）一般的な工事の場合というご質問だと思いますけれども、このケースにおいても、通常、パッカー車等が出入りしていると思いますけれども、あまり積載重量がですね、車両重量が重たくないと思いますけれども、こういった大規模な工事をするときには10トン、車両重量でいいますと20トンものですね、大型機械が入ることになります。当然、パッカー車程度ですね、総重量8トンぐらいのものが出入りしていたら壊れなくても、総重量20トン近い車両が出入りしたときに、今まではもっていたけれども壊れるということは十分に考えられると思います。したがって、この建設業者が通常とは考えられないような乱雑な施工といいますか、そういったものをしたということになりますと、業者さんの責で補修もしていただきたいということになると思いますけれども、通常考えられるような20トンの重量車両でですね、通常に施工していたということになりますと、これは補修は必要というふうに私は考えます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。今の建設部長、総務部次長、その場限りの答弁にしか聞こえないんですね。まず言われることがね、後日追加云々というような答弁が今ありましたね、追加が出ることを想定してやっとするんじゃないか、ということなのかというのが一つ。それから今の部長、建設機械が大型で20トンが云々。そんなものは解体する以前にどういう工法でやるのか、当然検討されとるはずなんですよ。それでこれも当初説明があったように囲いをしてね、後々でそういうものが出入りするののかせんのか知りませんが。そういうものというのは大型機。囲いをして陰圧でやりますと、こういうことなんですよ。だからそういうものがね、自由に出入りができないはずなのに、後になってそういう説明だと小さい機械では無理だから、20トンの建機を入れたと。途中から説明が当初のあれとは話が変わってくるんですよ。そういう仮囲いをして陰圧にしようというなら、そういうことはできないはずなんです、どういうふうになったのか。それから今の答弁に対する質疑というか、あなたらの答弁では納得できない。それからフェンスもしかり。特に3番の矢印のあたりのU字側溝がどうかとか書いとるんだけど、ここのフェンスにしても5番にしてもね、まず言えることは、必要なかどうか。フェンスなのか、ガードパイプでいくのか、わたしにはわかりませんが。こんなものはね、よほどの素人かなんかでない限りはね、壊れておるとか、腐食しておることがね、目視で十分わかるはずなのよ。なんで気が付かなかったのか、それを一つね。それとさっきの答弁に対するところの答弁と今言ったフェンス、これがなぜ気

が付かんのかいうのとね、それから先ほど来も言うように、当然、大型建機を入れて壊れたというのだったら、業者の施工ミスなんじゃな、これははっきりしとる。だからこれは認めるわけにいかんのではないかというのね。それから4番か、電気設備の切替と、こういうふうなのが載っとるんだけどね、こんなものも当然、最初にどこにスイッチがおって、分電盤、変電設備がおるといのはね、言葉は違うかもわからんが、20年前からわかっとるんだ、そんなものはね。解体工事かかってからわかったんじゃないでしよ。即ち、焼却炉を設置した時点でここに分電盤というのか、配電盤というか、電気設備がおるといのはわかっておるわけよ。なぜ今になってそれをこういうふうにしなきゃならなくなったかというのがね、二つ目というか、答弁に対するものと言え三つ目になるんだけどね。それと赤いところの2番の地盤改良、これはね、この説明にもあるように、湧水だということで、地下水よね、わかりやすく言うと。地下水はどういうふうにして抑えるのかわからないが、私のいろんな経験上、地下水は抑えることはできないんです。いわゆる流れる位置が変わるだけなんです。それがために逆に大きな障害になって出る可能性があるんですね。今度はどこへ行くか、水路が変わるだけなんです。地下水は絶対に止まらないんです。いろんな仕事やってきましたがね。これどういうふうに改良するのか。その地下水の止め方というのかね、その説明がこれだけではわからない。湧水による地盤改良。何か知らんが、セメントを入れて固めるみたいなことを書いとるんですがね。それで水口を押さえようというね。これは小学校でも教えとるじゃろうが、水は高いところから低い方へ行くのは間違いない。ですから、逆にどこかに想定しないところに吹いて出る可能性があるんで、そうなった時どうするのかというのと、今言うようにこの地盤改良で止まるのかどうか。しっかりメモ取って聞きんさいよ、ようけ数言うとるけえね。言うとる方がわからんようになってしまうけえ。いくつ言うたかわからんよなった。そういうようなことで、先ほどの重機をもう一回繰り返しますが、後日追加を想定したなんていうのは、最初から追加を視野に入れたそういうのをね、なんかわけのわからん積算をしておるといのはね、これは先ほどの答弁の中で言うとる。それと大型建機を入れた。なぜ当初からそういうものが想定できなかったか。20トン入れたから壊れたとか、10トン入れたから壊れたというのは、理由にならないと思うんですよ。当然、先ほど来の崎本議員からもあったように、業者は解体する時点で20トンが必要なのか、どういう建機が必要なのか、そんなことはただでわかるはずなんよね。だから今さらこんなものは追加を認める必要はないだろうと、

こういうふうと思う。それから湧水の分で、横へ変わってセメントで止まるのかどうかというのと、水路が変わって他の方へ出て、別の障害が出たらどうなのか、どうするのか、こういうことをね。それともう一つは、電気のそれが何でわからなかったんかというのと、フェンスが、これも同じようなことでね、必要があるのかどうか。いらんもんなら、やる必要はない。これは焼却場のこの用地は使わんか、どういうふうにするんか知らんがね。不必要なものを復旧するんではないのか。なぜ当初から腐食しとることがわからなかったのかということだね。いくつになったか知らんけども、それをまずお答え願いたい。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）まず、1点目のあくまでも追加工事を前提に発注をしたんじゃないかということでございますが、この今回の追加工事につきましては、工事の過程の中で発生した、あるいは支障が出てきた部分について追加をするということですから、あくまでもこれは最初から追加ありきということでの考えではございません。それから、大型重機を入れる等々につきましても、確かに当初計画からこれだけの大型重機が入ってくるということは、計画の中にあったものでございます。ただし、それに対する周りの影響という部分がかなり出てきたということでの判断でございます。それからフェンス、電気につきましては、当初影響がないであろうと。特に電気につきましては、解体に伴って移設の必要がないんじゃないかという判断をしておりましたが、実際工事進めていく中で埋設してある電気管につきまして、これ影響が出てくるということが判明しましたので、追加工事とさせていただきます。フェンスにつきましては、今フェンスの外側の部分、これは砂防河川がありまして、その歩道部分があります。フェンスの劣化等が確認できましたので、ここを歩かれる方が転落されるということの防止のために、フェンスを張り変えた方がいいという判断に基づいて行ったものでございます。それから、地下水、地下湧水の土壌改良でございますが、建物を、建屋を解体して基礎部分を取って、あと埋め戻すという作業を行うわけですけど、建物の上屋を取って埋め戻すという段階でかなりの水が湧いてきたということがございます。そのまま埋め戻すと将来にわたって地盤の沈下が起こってくるということが考えられるので、土壌自体にセメントを混ぜまして、固めて、その上に土を入れてという、最終的にはその上を舗装をかけるというふうな工事を行ったものでございます。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）だいたい答弁があったかと思いますが、地下水の対策、水道のお話が少しあったかと思います。水道につきまして、例えばこういう谷地ですね、谷地形のところで水が出てくるというのは一般的なことでございますので、新たに造成するときにはしっかりと、多孔管といいまして、水抜き管をですね、一番深いところに入れると。そして適切に排出するということが重要となってまいります。しかしながら、もうこの造成は終わっておりまして、今の元々コンクリートで建物の基礎があった部分を取り除いて、その後に土で埋め戻すと、支持力といいますか、地盤の固さ、強さがですね、弱くなってきますので、土を改良するという意味でですね、セメントを混ぜて補強した盛り土をしたというふうに私は捉えております。したがって、湧水が出たことの処理まではですね、ここではされてないんですけれども、埋め戻し材料としてはですね、セメントを混ぜて少し強度を上げて埋め戻してあげたということはですね、必要なことかというふうに考えております。

○議長（久留島）湧水がセメントで止まるのか。止まるか、止まらないかと聞かれたからね。建設部長。

○建設部長（北山）湧水を止めるためにセメントを混ぜたということではなくてですね、あくまで埋め戻し材料に補強したもの、強化したもので埋め戻したということで、水が止まるというものではございません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）だから水はね、要するに今の部長の答弁を聞くと、湧水の話なんだけれども、自体力が求められんと要求するものがでないから、セメントを混ぜた泥かなんかで、知らんけれども、埋め戻しをすると、それによって地耐力が出るんだと。それは理解できるんじゃない、そんなことは言わんでもわかつとる。その水がどこへ逃げるんかと言うとるんよ。どっか行って、いわゆる二次被害というのか、そういう支障が出てくるといことを言うとするんで、その対応を考えとるのかいうて聞いとるわけよ。だから湧水というのは、止まらないんだとさっきも言うたんだけど、しっかり聞いて答弁しんさいよと、メモ取りんさいいことを何回も、2回ぐらい言うた思うけど。聞いとらんよ。副町長、あなたも職員教育すると何回も言うてね。こないだもちょっと、若干横へそれるけれども、税務課でやっぱり職員が喧嘩しとる。電話も応対も町民目線に立った職員教育をしますというようなことを言うが、今のような話でまともにこっちが言うとする質疑に対する答弁、耳をあっち向けて聞きよるからね、フェンスでも腐つとるのが最初

からわからんのかちゅうとるよね、最初からわからなかったのならそれでもええんかもわからんが、何かピントずれとる。ほいで 20 トン重機を入れたら、どうやらかうやらいうたらなんか、最初の答弁では解体の為にやむを得ず大型化したんだというふうな言い方だったが、途中から、20 トンの大型の重機がどうやらで壊れたんだ。そういうことになる、大型建機入れるというのは、舗装は一般的に 5 センチしかない。ここの場合は知らんけども。そうすると 20 トン重機を入れれば、当然このアスファルト舗装は壊れる。当初段階、設計段階でわかるはず。だから当初の設計の中に入っておらんいうことがね、そもそもおかしいわけよ。後から大型建機入れたためじゃなんじゃ言うたら。そういう大型建機を入れたためというふうな聞き方すると、当初は見てなかったが、作業上やむを得んから後で入れたというふうに聞こえるわけよね。ところが、最初から積算しとったと、今度はこう言うんだから。最初からそういうものを入れれば、現実に、結果論であるけども、壊れとるんだから。最初からわかるはずなんよ、積算が甘いんよ。素人が考えてもわかるじゃろ。おい、そがな大きい機械入れたらアスファルト割れやせんか。素人でも想像するだろう思うんよ。もう一回、ここの明確な答弁。だから二つで止めるけども、ぐじゅぐじゅ言うてもしょうがないが、この水が本当に止まるのか。よそへ出て二次災害がいうんか、そういう支障が起きたらどうするのか。アスファルトの破損というのか、やりかえた部分については、当初から積算する必要があったんじゃないのか。そういうことをもう一回確認してみたい。それと要望だけども、あわせて、しっかり職員教育の最高責任者、もっとしっかり職員教育してくれなきゃ困るというのは、年度のもうこれが最後だから、しっかり要望しておきますよ、これはね。そういうことで 2 点ほど答弁願いたい。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）まず 1 点目の湧水がどうなるのかということでございますが、湧水自体は止まらないということでございます。ただ、今までもその湧水は浸透していておりますので、この状態は変わらないということでございます。ただ、今回は今あそこを改良したのは、あくまでも地盤が沈むことを防ぐために改良したということでご理解いただきたいと思います。それから大型の重機を入れるということによって、舗装面が壊れるということが事前にわかるんじゃないかということでございますが、実際にこの分については実際に工事をしてみないとわからないという判断でございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）3番、下岡です。今の説明を聞いてますとですね、事前に現地調査ですね、はっきりとわかる部分と、予見不可能な部分と両方あると思うんですね。例えばフェンスなんていうのは、これ目視でですね、やるかやらんかは現地調査でですね、判断できると思うんですね。その判断基準が途中でですね、変わってきてると思うんですよ。当初はやらなくてもいいだろうと思ってたものが、途中でやはりやらないといけないというふうに変わってきてる。これはもう予見可能な判断ですよ。それと今の湧水というのとか、実際に重機を入れてみないと、下の舗装面が壊れるかどうかというのは、これはやってみないとわからないという答弁があったわけですけども、これは予見不可能です。ちゃんとですね、契約のときに、予見不可能な部分と予見可能な部分というのはですね、分けて考えてやるべきだと思うんですね。業者との責任範囲というものが今出てきてるわけですから。これについてですね、どこまでが業者の責任なのか、どこまでが発注した町の責任なのかということを具体的にですね、細かくやってないんじゃないですか。だからこういう問題が出てきてる。もし仮にやってるんであれば、この契約について議会に説明するときにはですよ、これについては予見不可能だから、追加で補正で予算を組むかもしれませんという説明がですね、あってしかるべきじゃないですか。そういうことがないから、今ここへ来てですね、問題になっているわけです。今後のことがありますから、そのことはですね、今後いろんな工事の発注に際して、そういう予見不可能な状況にある場合にはですね、きちんと契約の承認を求めるときに、議会に説明すべきだと思うんですけども、見解をお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃられる通りに、本来議会に説明をしてからというのが前提でございますが、先ほどの議案にもございましており、一定金額までは執行部の方で判断をさせていただいて、事後報告させていただくという制度になっておりますので、この度につきましては、その制度に基づいて事後報告という形にさせていただいております。当然にこれがもっと金額が張るような変更でしたら、変更契約を締結する前に議会にご承認を求めるところでございまして、今回は先ほどの町長に委任されている金額の範囲内でございましたので、契約変更した上でこうやって事後報告という形になっております。金額によりましては、当然に事前に変更の内容についてご承認をいただいたケースだと思っております。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）私が言ってるのはですね、金額の多寡によってどうしろこうしろということ言ってるんじゃないくて、予見不可能な状況がですね、含まれてるんであれば、そのことは金額の多寡に係わらずですね、ちゃんと議会に説明をすべきではないですかということ言ってる。確かに金額が少ないから専決処分されたということはわかるんですけども、そういうことが今後にも必要ではないですかということをお願いしているわけなんです。もう一度、答弁をお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この部分につきましては、制度的にまず金額で事前説明か事後説明かという判断材料にさせていただきたいと思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）4番、住吉です。先ほど来の答弁を聞いていて、おやっと思ったものがあったのですが、電気設備の切替。総務部次長の説明では、電気に関しては、当初、移設の必要がないと考えていた。ところが、工事をはじめたら、やっぱり移設しますよ。これは当初の設計ミスということになるんでしょうか。あと、先ほど来、舗装のことで数多くの議員が質問されておりますが、やっぱりこれ明確な基準がわからんから、こんだけもめるんですよ。どういうケースであれば業者がそのまま負担するのか。あるいは町が追加でお金を出すのか。その明確な基準がないから、こうやって他の議員の皆さんからどういうことなのかと。業者が持つべきじゃないのかと。当初から重機を入れることはわかつたじゃないかということなんですね。こんだけの解体工事でまさか軽トラだけで済むわけないですし、当初から舗装が傷むのはわかつたはず。それを今さら追加しますよと言うから、納得がいかんのですね。明確な基準は町としてどうなっているのか。そのときの管理職の判断だけで、そういうふうに加えられるものなのか。それとも基準があって、こういうケースであれば町が負担します、追加で出します。あるいは、こういうケースであれば業者がそのまま負担しますという内容なのか。これが2点目ですね。もう1点、確かこれ入札は最低制限なしでやったと思うんですよ。プールの解体工事のとき、私は言ったんですが、こんな安い値段でやって、ほんまに大丈夫なんかと聞いたんですね。後から追加で300万円出しますというのが認められるのであれば、何のための入札なのかということにもなりますよね、これが3点目。最低制限なしでやるから、こういうことになったんじゃないかというのが3点目ですね。とりあえずこの3点、お伺いします。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）まず、1点目の電気工事のことについて、設計ミスではないかというところでございますが、設計書を組む段階では、影響が出ないという判断でございますので、実際に工事をしていく中で影響が出てきたということでございますので、当初計画では設計ミスではないというふうには考えております。それから舗装についての判断基準がどうなのかということでございます。当然、いろんな工事をしていく中で、舗装に対して工事業者の責における影響というのも出てこようかと思えます。そこらの判断につきましては、業者の施工が当初考えていたことにより、極端に言えば、乱暴な工事をするとか、著しく工事に影響を与えるようなということの状況が確認できたものについては、当然、業者の責任で舗装をやりかえていただく。そうでない、通常の工事をしていく中で影響が出てきたものについては、町の方で舗装していくという。ここにつきましては、当然、その状況をももちろん把握しまして、それを町の内部で検討して、町の責任でやるのか、業者の責任でやるのかという判断を持っておるものでございます。それから入札につきまして、今回、これ確かに最低制限価格を設けないで、かなりの低額、低い入札率でやっております。今回の追加工事につきましても、実際にこの工事の積算を行いまして、この積算に当初の入札率を掛けて、その金額に引き下げて変更契約。ですから、実際、今回280万1,000円の追加工事ですが、町としての設計金額はこれに入札率をかけたものが設計金額という形になっております。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）先ほど、当初の電気の設備切替に関しては、当初の計画に問題はなかったと。でも実際にやってみたら、やっぱり移設せにゃならん。ちょっと聞いてみるが、入札した業者は、この計画を知らなかったんでしょうかね。電気設備を移設せんという。それを知って、やっぱり移設しますというのは、ちょっとおかしい話になってくるんですが。入札時において、業者が町の積算としては電気設備は移設しないよと。そういうやり方で工事やりなさいよと出していたことは、業者は知っていたんでしょうか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）当然、移設しないということでございますから、設計書の中には、この金額は含まれておりませんでした。工事をする過程の中で現場で現場の担当と業者の管理士をされる方とやっていく中で、ここについては影響出てくるから、どうしましょうかということでの判断です。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）水かけ論になるんですが、その辺やっぱり納得いかんのですね。後から見て、やっぱりこれ移設せんにゃいけませんよと。入札の段階で移設しませんいうことを知っておって、業者は落札、入札しとるわけですから。それを後からやっぱり移設しましょうや、お金くださいというのは。これを認めたら、何でもありになってくると思うんですね。それを承知の上で、今回低い金額でここの業者は入札かけとるわけですから。後からあれいります、これいります、お金ください。これ認めたら、何のための入札なんかいうことになってくるんですよ。当初の設計ミスなんかいうたら、いや、そうでもございません。じゃあ、誰が責任取るのと。確かに専決処分できる安い金額という考えなんでしょうが、300万円ですね。金額だけじゃ、とてもじゃないが安いとは言えんのですよ。こんなこと、これからするのにどんどん認めてしまうのかというのが、素朴な疑問なんですよ。これ後から追加工事が出ますよって言った場合、今後もうこういった形でどんどん予算を追加していく考えなんでしょうか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）今回、追加工事を出したものは、あくまでも業者側からここをこういうふうに変えて下さいという話ではなしに、ここを工事することでこういう影響が出てきますということを町の担当の方と現場の担当の方で話し合いをして、こういう影響が出てきます、これどうしましょうかということがあって、町で判断して、じゃあ今回の電気工事については移設をして下さいという。あくまでも業者の方がこれ追加して下さい、あれ追加して下さい、それ認めますよという話ではなくて、あくまでも町の方の判断の指示に基づいて変更契約を行うということでやっておりますので、それが必要かどうかという判断は最終的には町の方にあると考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですがね、先ほど来の答弁聞いとってね、苦しい苦しい答弁しとってね、まずこれのね、管理ということでね、その辺も一つあげて尋ねたいんだけどね。先ほど来、20トン重機が云々というような話があって、アスファルトが壊れたんだというね。本来ならそういう重機、大型を入れるときは、一般的に建設業者はね、鉄板をひくんですよ。19ミリとか21ミリぐらいのね。そういうことをやったのかどうかいうのと、そういうことでこの責任は、先ほど来聞いとると、全面的に町がかぶるものでもない考える。少なくとも半々にするとかいうようなこともあろうと思う。それか

らね、もう一つね、ちょうどこういう投書というか、電話したんですが、これは3月21日、時間もメモしとるんですが、まず、最初19時15分に入っております。製造の管理事務所がこうこうと電気が付いとるが、何しとるんかと、こういうことでね、電話が入っておるんですよ。ここで名前言うてもええのかどうか知らんが、担当した職員Kということにしときますが、最初電話したらわからないと言うんでね、私も現地に行つてね、管理棟の棟をどんどんどんどん叩きあげたいうたら、あんまり叩いたらガラスが割れるけえね、割れる一歩手前ぐらいまで、こんばんは、こんばんは言うてね、戸を叩いたんですがね、返事がない。それから2階の方に電気が付いとるんで、手をラッパのようにして、こんばんは、誰かおつてですか言うてもね、返事がない。それが19時15分、だから私が行ったのはもっと過ぎとる。電話はまず19時15分じゃけ。それから先ほど言うた担当Kさんは、19時50分に現地に行きましたいうことでね、よくわかりませんという答弁が返つとるんよね。だからこの今管理ということで、鉄板ひくのもそうじゃろうが、そういう一般的にこれだけの8,000万、1億という工事となると仮設事務所とかね、設置すると思うんだけど、工事の仕様書の中にどういうふうに入つとったんか知りませんが、管理棟で電気付けて19時50分でまだ原因がわからんということだから、少なくとも20時、それ以降まで付けとったと思うんだけど、こういうものの電気代の使用とか、そういう契約はどういうふうになつとるんか。ほいで今の言う、19時、20時まで電気付けて何か事務かなんかしとったんじゃろうがね。説明は解体工事をやっておりますいう説明なんよね。19時50分、20時に。少なくとも解体の工事をやっておれば、ベニヤをはぐったり、何かしたり、壁を抜いたりしとると、それなりの音がするんで、私がこんばんは言うたぐらいじゃ聞こえんかもわからんがね。それらしき音は全然ない。そういう事実をまず把握しとるのかどうかということね。その日は何をしとってこうなつとるんか、その管理の状況、どういうふうに町はやつとるんかというね。例えばそういう仮設の問題とか、恐らく適当に事務所を貸したんか、どうしたんか知らんが、契約の中の仕様書は我々にはわからないけれども、そういうのは仕様書に明記して、事務所の面積と電気、水道、ガスもあったが、そのものは町のものを使って下さいという仕様でね、工事を発注しとったのか。そのへんの管理の状況というのかね、そこらとちよつとあわせて説明願いたい。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）まず、重機を入れるのに鉄板をひくいうことでございますが、当初

は今回の設計の中では鉄板をひく必要はないと判断して、設計書の中には盛り込んでおりません。それから管理棟の中の、先ほど言われました、2月21日の19時頃に電気が付いておったという件でございますが、これについては担当の方から私の方にも連絡が入りまして、状況の説明をしたところでございます。この内容につきましては、まず当初この契約を結ぶ仕様の段階で、現場事務所につきましては、現場事務所で今回解体する旧管理人室の木造の建物がございましたが、これを一番最後に壊しますので、ここを現場事務所として使って下さいというふうなことで仕様に盛り込んでおります。それから最後に管理人室を壊しますので、そこで使う電気等につきましては、当然、業者の負担ですよということで盛り込んでおります。それから最後に管理人室を壊しますので、当然現場事務所なくなりますんで、それにつきましては、管理棟の中の会議室を、もう期間が短いものでございますから、新たにプレハブの事務所を作るということではなしに、行政財産の使用許可をとって、会議室の一部を事務所として使って下さいということは、当初の仕様の中に盛り込んでおります。そういうことで業者の方から行政財産の使用許可を出していただいて、今の2階を使っていたいておるということでございます。それからそこで使う電気、水道等につきましては、もちろん短期間でございますので、減免するということでの内容での盛り込みをしております。それから2月21日、既にもう解体工事外が終わった段階で何で遅くまで電気が付いとったかということでございますが、最終的に提出書類を作成するために、22日までに提出しなければいけないということで、21日はその作業をしていたということで、遅くまで電気がついとったということでございます。これにつきましては、現場の今回の工事の担当責任者、それから環境センターの所長の方も確認をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）5番、宗像です。これ何点かちょっとこの工事の中で確認さしていただきたいのがあります。まず1点目、フェンス工事、これ本当に解体工事に必要なものなんですか。別にこれは多分、今までの説明聞きよると、解体工事に必要じゃなくて、解体工事によって取り換えなきゃいけないんじゃないんで、環境センターそのものを守る、またここを通る方の安全を守るために直されるというふうに聞こえたんですけども、それならばこの解体工事にすべきではなく、別途発注すべき工事じゃなかったんじゃないかと私は思うんですが、それについていかがでしょうか。次に、先ほどからもめてます舗装工事、これにつきましても、本来今までに舗装が相当いっとるように私は見えてお

りました。今まで何度か行ってみて。これも本来でしたら、多分 20 トンが入ってきたから壊れたんじゃないかと、元々壊れとったんじゃないかと思うんで。これ自体についても、本来ここで発注すべきではなく、別途環境センターの管理業務として発注すべき案件ではなかったんじゃないかと私は思うんですが、それについていかがでしょうか。それから最後にもう 1 点、先ほどからご答弁聞いておりますと、本来でしたら町の大きな工事というのは、建設課が担当してやられてるはずなんですけれども、建設部長の答弁ではなく、総務部次長が答弁されておりますけれども、当初から、これ設計段階も含めてですが、当初から建設部で担当されてやられたんでしょうか。それとも総務部の方でやられたんでしょうか。それについて最後三つの点、よろしくお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）フェンスの部分については、確におっしゃるとおりでございますが、解体終了時点で危険だということをあれしておりますから、現場で工事をしている段階で他の工事を合わせるというのは、工事の責任の問題とかそういうようなところで、同時に発注する方がよいというふうに判断いたしました。それから、舗装につきましても、逆にはっきり申しまして、業者側は相当嫌がったんでございますが、入札率の問題がありますので。ただ、地盤改良して上屋があった部分だけ舗装が直るというよりも、その時に合わせて発注して一定面積をやった方がと。おっしゃられるとおりに、終わってからもう一度ということも考えた中で、今回一体的にやった方がよいというふうにいたしました。それから 3 点目の施工につきましては、現在、職員の配置上、技師を一名、今、生活安全課で配置しておりましたので、それから施工管理につきましては、委託に出すという面から、通常ですと建設部へ施工依頼という形が通常でございますが、今回は総務部の方で施工の方をさせるというふうに判断いたしました。

○議長（久留島）宗像議員。

○5 番（宗像）今、副町長の答弁、フェンスもこの解体工事によるものではないのであれば、そのような説明を当初からなされるべきじゃないかと、このように思います。それから今の舗装についても、確かにこの坂部分については電気設備の切替によって、多分、地下前をとったじゃないかと思われるんで、その地下前のための工事だと思うんで、これやむを得んだらうと思うんですが、説明自体もきちんとした形でのご説明をお願いしたい。それから最後の問題ですけれども、本来工事をやる場合には、町の組織の中として大きな工事というのは建設部が担当してやるような組織になってるように私は記憶

しておりますけれども、それについて、なぜほんじゃ技師がおるからということで、総務部で担当されたのか、それについて明確な回答をお願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃいましたとおり、通常の場合、建設部で担当させますが、すべてを建設部が今までもやってきたわけございません。そのときの判断でどの部で担当させるかというのは決めております。直近の例で申しますと、防災無線という工事も行いましたが、このときも生活安全課、総務部の方で担当させるということで、そのときの人事配置、その他を睨み合わせた上で決めております。それから最初の方の部分につきましては、確かにちょっと説明があれだったかもわかりませんが、どちらもなぜそういう危険性が出てきたかとか、そういった最終的な舗装をやり変えなきゃいけないかという、最終的な起因が、今回の工事が原因だったというふうに判断しましたから、この工事の中でやらせました。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）だから今の説明が足りなかった問題にしてもしかり、これだけの大きな工事、工士が多過ぎる工事については、当然、今一人が配置してるとおっしゃられましたが、一人が担当しうる私は業務じゃないと思います。これ、課とか部で責任を持って担当する業務だと思いますので、これ今後こういうことのないように、一つのルールを定められて、きちんとした形の施工をお願いをしたい。そうしないと、例えばこういう今の判断でも、本当にそれが必要なかどうか、一人の人間が判断するのではなくて、組織の中で、組織というものをきちんと守りながらやっていくべきだと思いますので、今後そういうことのないように、必ずきちんとした形でルール作りをお願いします。以上です。

○議長（久留島）他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第1号についてはこれをもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、第16号議案、海田町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例及び海田町精神障害者通院医療費支給条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 16 号議案、海田町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例及び海田町精神障害者通院医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について、障害者自立支援法の一部改正に伴い、関係条例の規定の整理を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）それでは、第 16 号議案、海田町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例及び海田町精神障害者通院医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。議案書 2 ページをお願いいたします。また資料 2、海田町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例及び海田町精神障害者通院医療費支給条例の一部を改正する条例新旧対照表をご準備ください。今回の改正は障害者自立支援法の法律の題名が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。条例の改正内容につきましては、資料 2 によりご説明いたします。第 1 条の海田町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部改正については、本則中の障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更するものでございます。第 2 条の海田町精神障害者通院医療費支給条例の一部改正については、第 2 条中、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更するものでございます。施行期日は平成 25 年 4 月 1 日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 16 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 16 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 16 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 5、第 17 号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 17 号議案海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、道路法施行令の一部改正に伴い、新たな道路占用物件を追加する等、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）それでは、第 17 号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。議案書の 3 ページをお開きください。あわせて資料 3 の海田町道路占用料に関する条例新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、国の道路法施行令の一部を改正する法律が平成 24 年 12 月 12 日に公布され、太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設が新たに道路占用許可対象物件に追加されたことを受け、条例中にこれを追加するものでございます。改正内容は太陽光発電設備等及び津波避難施設が道路法施行令第 7 条第 2 号及び第 3 号として追加されたことに伴い、別表道路占用料金表中の令第 7 条第 2 号を令第 7 条第 4 号に 2 号繰り下げるとともに、占用料については太陽光発電設備等が令第 7 条第 2 号に掲げる工作物として、占用面積 1 平方メートルにつき 1 年で 1,000 円、津波避難施設が令第 7 条第 3 号に掲げる施設として占用面積 1 平方メートルにつき 1 年で町長が定める近傍類地の土地の時価に 0.028 を乗じて得た額とすることをそれぞれ追加します。また、別表で第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条 3 号に掲げる工事用材料についても、それぞれ 2 号ずつ繰り下げ、令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料に改正をいたします。また、備考の 7 として、A は町長が定める近傍類地の土地の時価を表すものとするを追加するものでございます。施行日でございますが、国と同様、平成 25 年 4 月 1 日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 17 号議案につ

いて採決を行います。お諮りいたします。第 17 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第 17 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第 6、第 18 号議案、平成 24 年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第 18 号議案、平成 24 年度海田町一般会計補正予算(第 8 号)、平成 25 年度海田町一般会計補正予算(第 8 号)につきましては、国の緊急経済対策による手厚い財政情事により事業を実施するため、平成 25 年度予算に計上した事業の一部を振り替えるなどの予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させていただきます。

○議長(久留島) 財政課長。

○財政課長(鶴岡) それでは、第 18 号議案、平成 24 年度海田町一般会計補正予算(第 8 号)についてご説明いたします。この度の補正予算につきましては、国の補正予算第 1 号に伴う事業費の追加が主な内容となりますので、はじめに国の補正予算の財政措置について説明をさせていただきます。資料 4 の国の平成 24 年度補正予算第 1 号に係る財政措置をお願いいたします。通常収支分の 1、地方交付税の①でございますが、平成 24 年度の地方交付税の額を 2,906 億円増額し、平成 24 年度の調整額の復活に 707 億円が活用され、残りの 2,199 億円については、平成 25 年度交付税の財源に加算されます。②については、都道府県のみが対象でございますが、平成 24 年 9 月期の普通交付税の交付が月割り交付になったことに伴う追加金利負担の対応として、0.5 億円が追加されます。次に 2、追加の財政需要でございますが、国の補正予算により追加する投資的経費の地方負担額については、原則として 100%まで地方債の充当が可能となり、元利償還金の 50%が、公債費方式により基準財政需要額に算入され、残りは単位費用により措置されます。次に 3、地域の元気臨時交付金でございますが、地方の資金調達に配慮し、緊急経済対策を迅速かつ円滑に実施できるよう、補正予算に計上された公共事業等の地方負担額の 8 割に相当する額の交付金が交付されます。続きまして、東日本大震災分の 1、震災復興特別交付税でございますが、復興のまちづくりを推進するため 1,047 億円

が増額されますが、被災地域を対象としたものでございます。次に 2、全国防災対策費でございますが、防災対策事業の地方負担については、100%まで緊急防災減災事業債を充当することが可能で、元利償還金の 80%が公債費方式により基準財政需要額に算入されます。それでは、歳入歳出予算の補正につきまして、資料 5 の平成 24 年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。なお、投資的経費の増額については、別に資料を提出しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。それでは、資料の 3 ページをお願いいたします。総務費の基金管理事業につきましては、この度の補正予算の財源調整を行うため、財政調整基金の積立金を 8,967 万 3,000 円減額するものでございます。次に、民生費の社会福祉費の老人福祉費の介護保険繰出金事業法定負担と、その下、国民健康保険事務費の国民健康保険繰出金事業その他につきましては、特別会計の補正予算に伴い 50 万円を減額、5,740 万円を増額するものでございます。次に、農林水産業費の串掛林道管理事業につきましては、串掛林道にある橋梁を点検調査するもので、国庫補助金と県補助金の特定財源を見込んでおります。4 ページに移りまして、土木費の道路橋梁費の道路維持費の町内道路修繕事業につきましては、平成 25 年度当初予算に一車線分の舗装の修繕費用を計上している町道 255 号線について、二車線に拡大をして舗装の修繕を行うものと、町道の道路附属施設を点検するもの、交差点内のカラー舗装にはく離が見られる町道 315 号線の舗装修繕を行うもので、町道 255 号線舗装修繕事業については、補正予算に繰り替えて国の交付金の対象とし、道路附属施設点検事業についても国の交付金の対象でございます。次に、道路新設改良費の町道 2 号線、畝二丁目地内歩道改修事業と橋梁維持費の橋梁修繕事業につきましては、当初予算に計上した事業の振り替えでございますが、特定財源については、当初予算と同額の国の交付時に合わせ、充当率、交付税措置ともに有利な町債の発行が可能となります。次に、都市計画費の駅前整備費の海田市駅南口土地区画整理事業と街路事業費の中店小学校線道路改良事業につきましては、当初予算に計上していた事業の内容を一部変更して振り替えるものでございますが、特定財源については、通常の交付金と通常よりも有利な町債でございます。5 ページに移りまして、教育費の小学校プール改修事業につきましては、平成 25 年 2 月の補正予算に設計費用を計上した海田小学校と海田東小学校のプールを改修するものでございますが、特定財源については、通常の国の交付金と通常よりも有利な町債でございます。次の海田小学校本館、給排水設備更新事業につきましては、当初予算に計上した事業の振り替えでございますが、特定財源については、通



常の国の交付金と通常よりも有利な町債でございます。続きまして、歳入をご説明いたします。1 ページをお願いいたします。普通交付税でございますが、国の補正予算に係る財政措置でご説明いたしました調整額の復活により、788 万円を増額するものでございます。以下、国庫支出金、県支出金、町債でございますが、歳出の補正で説明をさせていただきますましたので、省略させていただきます。続きまして、議案をご説明いたします。第 18 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 8 億 4,697 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 99 億 646 万 3,000 円とするものでございます。続きまして、第 2 表、繰越明許費補正でございます。3 ページをお願いいたします。3 ページから 4 ページにかけての追加 9 件につきましては、この度の補正予算に計上した事業 8 件と、4 ページの 1 番上にあります県の予算繰り越しに伴い、負担金の支払いを次年度に繰り越す広島市東部地区連続立体交差事業の追加でございます。5 ページの変更 3 件につきましては、今補正に計上した繰越額の増額 2 件と、一番下の海田東小学校新館耐震補強事業について、耐震補強案の判定に時間を要し、年度内の完了が見込まれないため、設計費用分の繰越額の増額を行うものでございます。続きまして、第 3 表、地方債補正についてでございます。6 ページをお願いいたします。6 ページの追加 4 件、7 ページの変更 2 件でございます。内容につきましては、歳入歳出予算の補正でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。以上で平成 24 年度海田町一般会計補正予算（第 8 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。崎本議員。

○12 番（崎本）ちょっとですよね、舗装のね、315 号線の交差点部分のカラー舗装ですよ。多分、あれのことだと思いますが、今のカラー舗装ですね、やられても私は結構ですが、やられたところはみな短期間にはげますよの、壊れますよの。これ、私はなんか工夫がいると思います。短期間に全然はげたり、おかしくなったり、みなしてます。それとですね、あわせてですよ、グリーン舗装ですよ。あれもほとんどが道路へ散らばってですよ、もう見るに見かねないんですよ。これは何か改善方法があつて、またこれやり変えられるんか。私は改善方法せんかったらね、これ何回やっても同じことじゃ思いますよ。その点、どういう考えを持っておられるかお聞きします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今のまず、交差点のカラー舗装のことでございますが、今回工事する箇所は、今まで何種類かやっとなるんですが、当初やったタイプのものございまして、

区画線なんかベタッと塗る、簡単に言ったらそういうタイプのものを平成 17 年頃にやっております。最近やるのは全部そうじゃなくてですね、薄層舗装、薄い薄層舗装を上にかけるというタイプで、常にですね、できる限り今の新しい工法を入れて、耐用年数の高いものを入れるようにはしております。ですから、まず例の交差点のところですが、あそこも当初やったベタッと塗るようなタイプじゃなくて、薄層舗装、いわゆる舗装の形態の分ですね、あちらの方でやるようにしております。あと、グリーン舗装についても、当初は同じようなベタッと塗るタイプのものが主流でやっておりましたが、やっぱりそういうのはげるとかいった問題がよくございましたので、今できる限り薄いタイプの薄層の方に変えるような形で施工の方を考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）あのね、私今言われてもはっきり言うて、わかりませんがね、ほとんどのところはね、ほんじゃあ私聞きますが、後の方法でやられたところはどこをやられたか。私、ずっと見て歩きよりますが、南小学校の上の串掛林道というか、道祖園上がるところも、滑り止めの舗装されましたよね。あれもはげて、はげていうか、車が通ったら、そこら中散らばってわやですよ。はっきり言ってね。グリーン舗装も同じこと。だから新しくやった方法でどのぐらいもって、どういう効果があるかをね、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今、言われたところも確かに新しくやったところでございます。今、言われた道祖園の横の滑り止め、黄色の分であれ多分やっておると思いますが、急斜面のところでございますので、滑り止めの効果を高めた、どっちかというところとちょっと突起が出て、ざらざらしたような形のものをやっております。そのざらざらがやはり車が通って急斜面でありますので、やっぱりはげてくることは確かでございます。ですが、機能を全部損ねるようなところまでまだいっておりませんし、当然そういったことになればですね、適時、修繕の方はしてまいりたいと思いますが、今回の分についてもですね、今議員の方が言われたこと含めて、いろんな製品もできれば、今回で耐用年数、そういったものでアップできるようなものがあればですね、そういったものも含めて、施工の段階で考えていきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）今、後でそういうあれがあったら考えて提供してって言われますがね、

私はその前にね、やっぱり技術的にどういうものがあるか調べてから発注すべきじゃと私は思いますよ。私も大分あれやってませんが、県の仕事して、今の点字ブロックの件でもですね、年々違う点字ブロックが出るから、県の方から業者の方へ向けてね、どういう新製品があるか、ぜひとも技術を提供してくれというふうな格好でですね、県がするんじゃないしに、こっちに依頼されてですよ、どういうもんが業者にあるか、今のいろいろ聞いてですよ、サンプルを持っていったこともあります。だから、業者任せではなしにね、業者任せでもいいんですがね、どういう方法があるかはね、先進いろいろな方法があると思いますよ。だからそれをね、いち早くキャッチしてやられた方が、私はいいと思いますが、そういう考えはあるかないか、ちょっとお願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）現在もそういった情報に努めておりますが、今後もより一層そういった情報に努めてまいりたいという具合に考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。今回、こうして補正を出されましたことについてお尋ねをいたしますけれども、25年度の予算を前倒しをして、今回大幅に補正をされておるわけですね。私から見れば異例中の異例であるというように感じるんです。国のそうした25年度の補正第1号に係る措置、確かにそのとおりだと思いますけれども、町民にとってその方が有利であれば私は別に問題を指摘することはないと思うんだけど、しかし予算の問題で25年との関係で非常に違和感を感じるわけですね。一つはですね、25年度、投資的経費が大体12億から13億というのがあって、町長の施政方針の中でもずっとそれを基にして予算を組み、あるいは執行状況を説明をしながら予算を組んでこられたわけですね。今回こうして大幅にやられたことについて、繰越明許でずっと伸ばすわけですが、従来であれば債務負担行為という形でね、予算を組んで、本来であれば議会に提案をされて組むのが私は正常だと思うんですね。ですから、私が聞きたいのは25年度の骨格が崩れる、町長が施政方針で述べられたメインがね、全部こっち持ってこられて、25年度の目玉がなくなってきたというふうに思うんですね。これはどうされるのか。それから25年度の組換補正はいつされるのか。全部、24年度に補正を持ってきておられるんですけども、どうも私すっきりせんのですよ。長年議員やらせてもらっておるけれども、異例中の異例の形で、全国的にこういうのが多少ありましたけれども、こんなにね、25年度の予算で十二、三億の投資的経費が7億、8億、こっちへね、

補正をされると。ちょっと説明をいただきたいんですが、お願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回補正予算を、いわゆる 25 年度当初予算を 24 年度にという、まず組んだ一つが、国の補正予算が成立したのが本町の当初予算成立後だったと。他の自治体の場合、本町も通常の年であれば、多くの自治体がやってるように、当初予算とそれから補正予算とを同時提案という形が多分できたと思いますが、本町の場合には時期的にそれができなかつた。現在の当初予算にのせているだけですと、今回の先ほど財政課長が説明いたしました補正予算債の発行ができなくなると。それが 24 年度の補正予算に計上し、繰越明許という形にいたしますと、実際にはいずれの工事も 4 月以降の発注ということで、25 年度の事業には変わらないんですが、形式上 24 年度の補正予算にして繰越明許という形をとった場合は、補正予算債の対象になるので、当初予算のままにしておきましたら、今年度の交付税措置がないものがこういうことをすることによって交付税の措置があると。試算をいたしますと、今後のあれで約 8,000 万円ほど今年度の交付税が入ってくると。それから先ほど、これまだ計算式あれしておりませんので試算ができないんですが、今回そういうことを計上することで、地域の元気臨時交付金というものが来年度、今回この補正取り上げたということでそういったお金が入ってくると。先ほどの 8,000 万円にプラス、この地域の元気臨時交付金が入ってくるとということで、今回のこの異例の措置をお願いしたわけでございます。じゃあ当初予算に掲げている経費についてどうするのかというお話でございしますが、現段階では原則としては 6 月補正で一括に落としてまいりたいと思っておりますが、今また国の当初予算が今、審議をされております。これが連休明けぐらいに成立するんじゃないかというふうに言われておりますが、相当ここでもう一度大盤振る舞いがあるんじゃないかというふうに思っておりますので、これについてまた食いついていきたいと。特に中店小学校あたりはまだ場所ができるところがございますから、そのところの調整という部分で、場合によっては留保させていただくケースも出るかと思いますが、原則的にはやはりダブル計上はまずいと思っておりますので、6 月補正において落とさせていただきたいと。本当は今日落とすのがいいんですけども、まだ 24 年度でございしますので、25 年度分の補正が組まれませんので、早いうちに一旦落とすと。そうは言いましても、国の当初予算でまた相当食いつきたいところがございしますので、そのところは少し一辺落として再計上するのがいいか、留保しといてそれを振りかえるのがいいか、ここにつきましては 6 月補正を

組む段階で判断いたしまして、また説明をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今の説明でようわかったです。その方が町民にとっても、あるいは、行政の効果的なね、わかるんですが、それでは25年度は予算可決したわけですね。間近に執行するわけですが、こうなると、欠陥予算というように私は見るわけですね。もう全部そこから抜いてくるということになれば、今6月で補正をされて調整をするという答弁をいただきましたけれども、こうなるとですね、私から見れば、町長がもういっぺん、施政方針をやりかえると。方針というよりも、それに準じたね、町の方向をそこでね、やっぱりこう1年間の方向を示すと。今回、私、異例中の異例というのはそのことなんです。施政方針をやって、来年度の予算を組んでみたけども、いろんな国のそういう施策によって変わってきたと。このことが変わってきたのであれば、来年度の予算も、私から言わしたら、目玉というんか、骨格が崩れてきたわけですから、これを改めてね、やる。これはどうなんですか、お尋ねをいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）確かに施政方針というのは、25年度の当初予算についてご説明したものでございますが、言い換えれば、25年度行う事業について、実施する事業について説明したものでございます。25年度に実施する事業の予算を25年度当初予算で手当するか、今回のそれを24年度の国の補正予算の財源を使って行うかで、25年度に行う事業については何ら変わっておりません。そういう意味では、25年度の施政方針そのものが動いたということではございません。どういう予算を使ってやるかという財源措置の方が動いておるだけでございまして、ひとつ動いたのがプールの改修を、今回これがやっておけば、今後の来年度、再来年でやるよりは有利なので、今回思い切って前倒しましたが、それ以外は工事箇所図をご覧になっていただければわかるんですが、当初予算のときにお付けしました工事箇所図とほとんど一緒にしております。先ほどのように、舗装をもう少し増やしたら対象になるというところはつつきましたけども、大きく投資的経費のところは動いてわけではございません。25年度の当初予算は確かにつつきましたけども、25年度に実施する事業というのは、定例会でご説明させていただき、さらには予算特別委員会でご審議いただいた内容とほぼ同様にしております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）25年度の施政方針はその通りでいくと、それじゃったら事業をやる場合にですね、なぜ資料を出さんですか、図面とか。今回この出された資料、図面が全くない。どこの工事箇所でするかという。例えばプールの問題なんかもなぜ出せないのか。事業について、私は理解しにくいんですよ。プールの問題なんか、私ね、予算の概要なんかずっと見ても、プールは全くないよね。全く出てない。ちょっとそこら辺がね、私と執行部がずれとるんかもわかりませんが、しかし私は理解しにくいんですよ、そのことで。どうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先程も申し上げましたが、プールにつきましては、当初予算になかったものを持ってきておりますが、あとそれぞれの工事箇所図につきましては、資料6以降に図面を付けておるつもりでございますが、不足がございますでしょうか。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）ええとですね、予算の概要を見ても、あるいは施政方針の中でも、小学校のプールの問題については、私、頭になかった。先ほど財政課長が25年度の予算ちょろっと言いましたけれども、その記憶だけしかないよね。そうすると2億円の工事をするのに、具体的な方法でね、どうやるのかというプールの図面がね、あるいは資料が、私は見えなかったんですが、なぜ付けないのかなと思って、私は不思議に思っています。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）資料8の、まだ場所とかそういうところしか書いてございませんが、現在設計中で詳細は今から定めてまいります。国の補正予算通ってから、いわゆる認定を受けるために出した資料がここまでの、一応国に通っている内容なものでございますから、ここへちょっと文言で書かせていただいておりますが、海田小学校と海田東小学校のプールとプール附属物を総取り替えすると。設計の方は24年度の2月定例会の補正予算の方で繰越明許で組まさせていただいて、現在設計を進めております。そういうような中で、先ほど言いましたように、今回のこの補正に入れておきましたら、そうでなければ1,000万円程度の補助金で、工事費がこれぐらいかかるものを直していかなきゃいけなかったものが、今回これへのせれば済むという形で、その部分につきましては順道でございますので、資料の方はそこでご理解賜りたいというふうに思います。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）そのプールの件なんですけれども、今、設計中なんで詳しいことわからないんですが、教育委員会としてはどういうふうな改修をしたいと思っておられるんでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）先ほどの説明にもあったかと思いますが、昭和44年、43年に建てられたプールですので、基本的には全面改修を考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。数点、質疑いたします。まず最初に、資料を読んで説明なさいました地方交付税の今後のことですが、平成25年度への加算が2,199億円ありまして、これは町に対しましてはどのくらいの金額が加算されると見積もられておりますでしょうか。次に、先ほどの副町長のご答弁で、今回の大型補正がありまして、平成25年度も当初よりももう少し加算された交付税処置があるんじゃないかと言われてますと、これ全部施策的に展開されようと思しますと、私、職員数が足りないと思ってるんです。笑い事ではありませんで、今回退職をされる方、また現在も採用される方もいらっしゃいますが、相体的に大変な事業量、事務、建設の関係といたしましても、随分な職員さんの量が発生してくると思うんです。この数年間、本当に優秀な人材も退職なさっておりますけども、私はこれはよその方を採用されるのではなくて、近々に退職される方も含めまして、有能な人をどういう形でも、それは私は言う立場にございませんが、総力を挙げないと、この平成25年度、26年度ぐらいい対しましての町の執行が大変厳しいものがあると思っておりますけども、その点についてはどのようにお考えになってますか。続きまして、3ページの今回の基金を9億円余り取り崩さなくてもいい方向性になるんじゃないかと。資料5の3ページですけども。今回の地域の元気臨時交付金の中身を見ておりますと、今回追加公共事業と事業量等を踏まえて、やむを得ない場合は基金に積み立てて、国からもらって、それを基金に積み立てて、次年度より使ってもいいですよっていうのがありますけど、これの適用はどのように考えておられたのでしょうか。最後に、5ページの教育費の中身でございますけど、私、実は楽しみにしておりました。今回のこの国の補正予算で理科教育設備の整備を国が随分、100億円という予算を計上してきておりますけども、この今回の町の予算額には、こういった予算計上がなされていないんですけども、これは私は学校の充実から見ますと、取り組むべき課題ではあったかと思うんですけど。以上、数点質疑いたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず、1点目の地方交付税の25年度の加算の本町への影響でございますが、現段階では、今から加算後の交付税の計算が出てまいりますから、本町にどれだけ影響があるとかいうのは、今の段階ではわかりません。それから、2点目の元気交付金について、基金に積んではどうかという部分につきましては、臨時交付金自体が24年度の補正予算で組まれておりますが、本町で受け取るのは25年度の予算で受け取る形になりまして、できれば25年度の事業で使いたいと。何か新しい事業を起こしてでも使いたいと思っております。そのところにつきましては、まだ地域の元気臨時交付金は大枠は決まっておりますが、細部がまだ全然、県の方にもまだ情報が来てないというふうに聞いておりますので、今後どのような使い道にするか、場合によっては基金に積むのがいいのか、そこは検討をさせていただきたいと思います。職員数については、おっしゃられるとおりで、仕事も増えておりますが、それ以上にもう一つ、見込んでなかった早期退職が出たのと、採用予定者の辞退ということが出まして、本来この4月1日に見込んでた人数よりも、この度の内示をいたしました、少ない状況になっております。おっしゃいましたようなOB活用というのがあると思いますし、もしくは、今までやっておりませんけども、4月1日の定例採用ではなしに、年度途中での採用とか、そういういったいろんなことを研究してまいりたいというふうに思っております。それから、最後の部分になります今回の補正におきますソフト事業的な部分につきましては、まだ国もあまり大きく動いてきておりません。情報が入ってきておりません。なぜならば、今回はこの補正予算債とそれから地域の元気臨時交付金をどのように地方が使うかと。投資的経費を早期に地方が使うということで、この部分につきましては国から情報が次々来ておるんですけども、ソフト部分についてはまだでございますので、ここにつきましては、今後の25年度の補正の中でまた検討してまいりたいと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）職員数の問題でございますけども、これでもっともっと事業はしたいと。予算があれば取り組みたいという考えのもとで、反比例していくわけね、だんだん。これ本当に中途採用もしかりですけど、やはり今の海田町にとりましたら、海田町をよく知って携わってきた方、有能な方っていいですか、極力いろいろな。その人たちは海田町にはもう勤めたくないとおっしゃる方もいらっしゃるかもしれません。私は内容が全然わかりません。しかし今の海田の現状を考えると、本当にこの数年間、国の施策とし



て今まで足らなかったことを充足させていこうっていう、数年間の穴埋めをしていこうっていう、起債も増えてきますけど、それ以上に元気な海田町を築いていこうという予算計上なされてくる中で、やはりもっと真剣に職員、今まで本当に海田町でやってこられた職員の方を登用できるような仕組みですか、考えていただきたいんですけど、その点については、もう一度そういうことをされるかどうかお聞きします。それとソフトの面では、今回国が大型補正を組んでも入れませんでしたということですけども、今回特別に文部科学省が理科教育設備の整備に力を今から入れてきてるわけですね。そういったしまして、この補助率は2分の1で従来と変わりませんが、予算をこれだけ付けますよって言われてて、計上されてないということは、この中身を見ましても、海田町には整備されてない例がたくさんあるんですね。顕微鏡だけはある程度整備されていると判断しておりますけども。ぜひ、平成25年度の当初にはありませんでしたが、補正のときにはこの辺は重点的といいますか、国の施策にのっとった予算計上は子どもたちのためになされるお考えはあるかどうかを。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）職員の確保については、おっしゃいました現在の今から卒業していく職員の活用を含め、十分に検討してまいりたいと思います。それから、ソフト的な事業につきましては、先ほど申しましたように、まだ具体的なあれが来ておりませんので、それぞれ来た段階で、教育委員会なり各部局の方からまた予算要求させて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（久留島）宗像委員。

○5番（宗像）5番、宗像です。今年度、国の補正予算が来たということで、次年度の予算を繰り上げて、一生懸命24年度の補正で対応して繰り越してやっていきたいというふうに、この主旨については随分理解しますし、当然のことだろうと思います。そうすれば、25年度の予算がその分だけ浮いてきて、その分を別の事業に回せる、これについては理解しております。ただ、1点気にかかるのが、これ私が業務やってた経験ですけども、区画整理なんかで補償費を組まれております。この補償費、来年の3月31日までに予算を100%執行しなければ、事故繰になりますよ。今回繰り越すことによって。今まで事故繰やったケースは海田町はほとんどなかったはずですが、過去の例で。事故繰になるようなケースを無視してここにあげる必要は何か理由があったんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど申しましたように、今回あれすると補正予算債が組めると。逆に申しますと、町の予算上では事故繰扱いできますが、もしそれをやった場合には、国の交付金とか、それから補正予算債の発行というのができなくなって、全額町費でやらなきゃならなくなるという形になりますので、十分に3月31日までにできるかということは何度も検討させた上で、できるというふうに見込んで、今回計上したものでございます。

○議長（久留島）他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第18号議案について採決を行います。お諮りいたします。第18号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第18号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第7、第19号議案、平成24年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第19号議案、平成24年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、平成24年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、療養給付費事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（加藤）それでは、第19号議案、平成24年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。資料9の補正予算説明書をお願いいたします。2ページの歳出予算からご説明いたします。2款、保険給付費の医療諸費の一般被保険者療養給付費の負担金補助交付金1,100万円の減額、次の退職被保険者等療養給付費の負担金補助交付金300万円の減額及び次の高額療養諸費の退職被保険者等高額療養費400万円の減額は、主には2月補正において昨年12月から県内で流行が始まりましたイ

ンフルエンザ等の医療費増を想定をして増額または確保しましたが、海田町においては、大きな影響がない見込みとなったことによるものです。次の7款、共同事業拠出金の高額療養費拠出金の負担金補助交付金110万円の増額及び次の3ページの保険財政共同安定化事業拠出金の負担金補助交付金330万円の増額は、2月補正後に予算額を上回る決定通知があったことによるものです。1ページに戻りまして、歳入予算についてご説明いたします。3款、国庫支出金の国庫負担金の療養給付費等交付金の現年度分2,000万円の減額及び国庫補助金の財政調整交付金5,100万円の減額は、2月補正後に報告予算額を下回る交付通知額があったものでございます。次の一般会計繰入金5,740万円の増額は、主には先に説明しました国庫支出金の収入見込み減による不足分の財源として充てるものでございます。それでは、19号議案をお願いします。既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ1,360万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ29億4,430万4,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○4番（住吉）4番、住吉です。素朴な疑問なんです、なぜこの期に及んで国からの支出金合計7,100万円も減るのか。結果として一般財源から、さらに5,700万円繰り出さんにゃいけん。大幅な金額で差が生じてきたのか。それちょっとわかりやすく説明してください。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（加藤）まず、この国庫につきましては、先の2月補正時には、全く今年度の交付額の情報が無いまま、予算をそのまま置いておきましたけども、この予算自体が、これも国からの指示でつくったものなんですけども、これがまず大き過ぎたことと、内容的には海田町の被保険者の所得が年額でいくと平均して1万3,000円ほど上がったその理由と、それと他の歳入に前期高齢者交付金というものがございまして。これが8億9,000万円ほど今回入りますけども、これが過去3年ぐらいの平均からいくと、1億以上多く入っております。これは国はこれ抱き合わせで、これが多く入ると国を減らしてという調整をするということからこういう形になったということでございました。

○議長（久留島）他にございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 19 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 19 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって第 19 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第 8、第 20 号議案、平成 24 年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第 20 号議案、平成 24 年度海田町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)、平成 24 年度海田町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)につきましては、居宅介護サービス給付事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長(久留島) 長寿保険課長。

○長寿保険課長(伊藤) それでは、第 20 号議案、平成 24 年度海田町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、資料 10 の平成 24 年度補正予算説明書により、歳出からご説明をいたします。資料 10 の 3 ページをお願いします。保険給付費の介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費負担金補助及び交付金の 400 万円の減額は、訪問介護等の居宅介護サービスの利用が見込みを下回ったことによるものです。次に 1 ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。まず、支払い基金交付金の介護給付費交付金 116 万円の減額は、歳出でご説明いたしました保険給付費の減額に伴う法定負担分の減によるものでございます。次の国庫支出金の国庫負担金の介護給付費国庫負担金 1,080 万円の減額は、保険給付費の減額に伴う法定負担分の減によるものと、概算交付額の確定に伴う減によるものでございます。次の国庫補助金の調整交付金 200 万円の減額は、交付額の確定に伴うものでございます。次の県支出金の県負担金の介護給付費県負担金 50 万円の減額及び 2 ページをお願いします。次の繰入金の一般会計繰入金の介護給付費繰入金 50 万円の減額は、保険給付費の減額に伴う法定負担分の減によるものでございます。続いて、繰入金の基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金 1,096 万円の増額は、ただいまご説明いたしました国庫支出金の収入減の財源として基金繰り入れにより調整をするものでございます。次に議案に

ついてご説明いたします。第 20 号議案をお願いいたします。この度の補正予算は、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 400 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 5,519 万 1,000 円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 20 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 20 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第 20 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）この際、3 月 31 日付で教育委員を退任されます小谷教育長から、発言の申し出がございますので、これを許します。

○教育長（小谷）3 月末をもって辞職することに、海田町議会で同意をいただき、こうして挨拶の場をいただいたことに関しまして、まず感謝申し上げたいと思います。海田町の教育長という職をいただいたのは、平成 21 年 4 月 10 日、もう既に平成 21 年度は始まっていました。学校に出向いてみて、教育は実践そのものであるをモットーとしてきた私の目からは、多くの課題を感じました。一方、学校への予算措置は、私が呉市や川尻町の教育委員会において仕事をしていた時期と比べても県内一であると感じました。現状、海田町教育委員会事務局のスタッフは、私を含め 16 名です。在籍したほぼ 4 年間の中で、初めから今日まで事務局員として仕事をしてきているのが 1 名、教育次長は 4 人目、教育次長職の方には本当に苦勞をかけたと思っていますし、所管の各館の職員を含め、組織の職員全員、この 4 年間、私をしっかり支えてくれたと感謝の気持ちでいっぱいです。私は議会の中で、教育は人なり、私の仕事は人材育成、人間形成の中の知・徳・体の育成、習得と語ってきました。海田の子どもに力をつけるための事業改善や小学校 6 年間、中学校 3 年間、9 年間の小中一貫した教育を海田の学校全体での推

進を図ってきました。各学校では校長をはじめ、教職員の鋭意努力は今も続いています。先生方には、海田町で先生をして良かった、海田町の学校の先生はみんなよくしてくれると言われ、実感が持てる教職の仕事でありたいと語り続けています。また、国の動向は教育改革や学校教育改革の渦が今まで以上に押し寄せているというのが現状です。今、こうして道半ばで私の一身上の都合で職を辞するということが、教育委員会が進めている種々の教育政策に関わって、温かい支援をいただいていた海田町議会議員の皆様には大変申し訳なく思っています。私自身、この4年間、町会議員さん、教育委員さん、社会教育委員さん、自治会長さん、民生委員さん、織田スポ、体協、文化振興会、青少年育成町民会議、商工会など、また、町長をはじめ執行部の町職員の方々、本当に多くの皆さんに支えていただいて、海田町には感謝の言葉しかございません。最後に、私が心にかけていた人づくり、海田の風土、海田人の気風・気質とは、という問いかけです。海田は過去からいろいろな人材を輩出しております。私はふるさと館、海田町史などの出会いから3名の方、千葉家の人々、織田幹雄氏、三村敏之氏から考えてみました。千葉家は、現在で言えば運輸通信業です。それを江戸中期以降、確固たるものにするために、千葉家の歴代の人々の持つ叡智。信頼と安心を勝ち取るための仁徳。そして機械文明でない時代の人の力、体力。この三つの力を結集し、成し遂げてきたのが、それが千葉家であると感じています。織田幹雄氏は日本初のオリンピックの金メダリストだけでなく、日本の陸上界、スポーツ界の先駆者であり、世界各国との友好の輪を拡充した人と考えます。織田氏が自らを作り上げたものは、工夫・改善を図った知恵、そしてたゆまぬ不屈の精神、集中・持続させる体力、これらホップ、ステップ、ジャンプ、まさしく知・徳・体の融合体だと思います。三村敏之氏は私にとっては同世代の人物ですが、自らを磨くために、常に精進、人の絆を大切に、目標に向かっての努力家、堅忍不拔の精神そのものを感じてなりません。知・徳・体の結晶のような人。今しばらく長生きをしていただきたかった。以上、3名の人を例に話しました。まさに海田の風土、海田人の気風・気質が成させた業であると思えてなりません。こうした人々に出会い、私自身も海田で仕事をさせていただいたことに誇りと感謝でいっぱいです。こうした人々を目標に、海田の人づくり、子どもたちの知・徳・体に生かしていけないものかと強く感じています。最後に、海田町の末永い発展と海田人のさらなる活躍、そして安芸の国の拠点・海田の再構築を祈念し、挨拶に代えさせていただきます。癸巳、任ある仕事、筆置かん、人の支えと海田に感謝。本当にありがとうございました。

○議長（久留島）以上で退任の挨拶を終わります。以上で本臨時会に付議された案件は終了いたしましたので、会議を閉じます。これにて、平成 25 年第 3 回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労様でした。

午前 11 時 05 分 閉会